

第1章

計画の基本的事項

1 計画改定の趣旨

本県では、「徳島県環境基本条例」（平成11年徳島県条例第11号）の下、環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を明らかにした「徳島県環境基本計画」を、2004年（平成16年）3月に策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

環境基本計画は、環境をとりまく情勢等の変化を受け、これまでに2013年度（平成25年度）、及び2018年度（平成30年度）の2度に渡る見直しを行いましたが、2018年度（平成30年度）の改定から5年が経過し、国内外の情勢変化を的確に捉えるとともに、県民主役の持続可能な社会の構築に向けて、計画を見直し、改定することとします。

2 計画改定の背景

【脱炭素をとりまく国内外の動向】

2021年（令和3年）10月にイギリスで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、「グラスゴー気候合意」として、気候変動対策の基準を事実上1.5℃を目標とすることが明記されたほか、締結国に対し、今世紀半ばの「カーボンニュートラル」や、2030年に向けた野心的な気候変動対策を行うことなど、パリ協定の実施に向けた具体的なルールが定めされました。

さらに、2023年（令和5年）11月からアラブ首長国連邦（UAE）で開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）では、「化石燃料からの移行」に向けたロードマップが承認されました。

国内の動向に目を向けると、2020年（令和2年）10月、政府は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「2050カーボンニュートラル」を宣言しました。また、2021年（令和3年）6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」とする）」が改正され、「2050年カーボンニュートラル宣言」が基本理念として法に位置付けられました。

2021年（令和3年）10月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルに向けて、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」との目標が掲げされました。

これに伴い、2023年2月には、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換し、カーボンニュートラルと産業競争力強化・経済成長を同時実現するための基本方針「GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針」が閣議決定されました。さらに、2023年（令和5年）6月には、企業の脱炭素化投資を後押しするGX経済移行債の発行などを定めた「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）」が施行されるなど、官民挙げた脱

炭素に向けた取組が加速しました。

こうした中、本県においては、2019年に、政府に先駆けて「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、2030年度までに温室効果ガスを50%削減（2013年度比）や、クリーンエネルギー電力自給率について50%超などを中期目標に掲げ、温室効果ガス削減のための「緩和策」と、気候変動に備える「適応策」を両輪とした気候変動対策を戦略的に推進してきました。

【循環型社会をとりまく国内外の動向】

現在、国において策定中である「第五次循環型社会形成推進基本計画」においては、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環や、多種多様な地域の循環システムなどを盛り込み、循環経済への移行による、持続可能な地域や社会の実現を目指す方針が議論されているところです。

また、近年、世界規模では年間数百万トンを超える、海洋へのプラスチックごみの流出による環境汚染が懸念されています。2022年（令和4年）4月には、製品の設計から廃棄物の処理までのライフサイクル全般に関わる、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」とする）」が施行されました。

【生物多様性をめぐる国内外の動向】

2021年（令和3年）12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに陸域・内陸水域と沿岸域・海域の30%を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30 by 30）が、世界目標の一つとして示されました。

また、2023年3月には、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した新たな国家戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。新たな国家戦略では、2030年までの「30 by 30目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を、全ての国民と実行していくための戦略と行動計画が具体的に示されました。

本県では、これら国内外の動向を踏まえながら、「脱炭素の推進」「廃棄物の更なる発生抑制」「大気などの生活環境保全」「生物多様性の保全・継承」など、快適で安全・安心な環境を維持するための施策を展開していく必要があります。

「脱炭素化」をはじめとする、世界共通の喫緊の環境課題に本県が適確に対応し、将来的持続可能（サステナブル）なグリーン成長を実現することは、本県の新たな価値を創造するとともに、地域の課題解決や活性化など、魅力ある地方創生に資すると考えます。

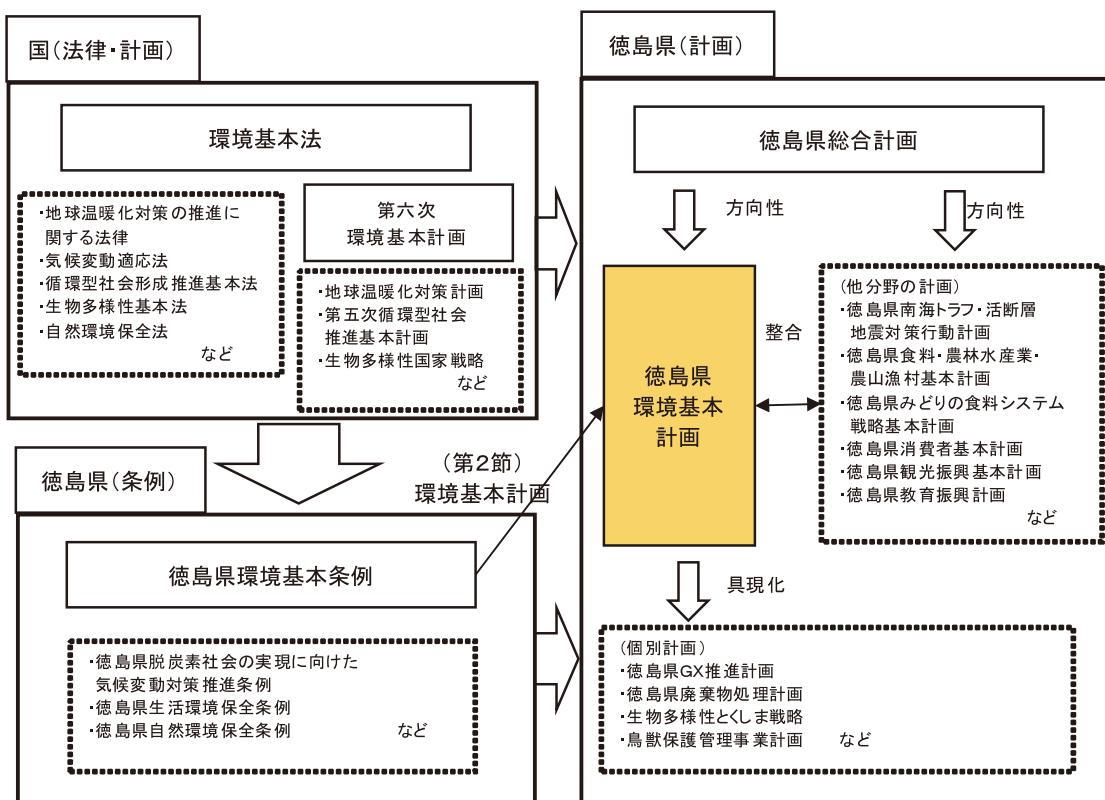
そこで、環境を取り巻く様々な課題に適切に対応し、さらには、国際社会の動きも見定めつつ、将来における環境の保全・創造に向けて、今、私たちがなすべき方向性と施策を盛り込み、徳島県環境基本計画を改定します。

3 計画の位置づけ

○徳島県環境基本条例第10条に定める、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、

- ①環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
- ②環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めます。

○本計画は、「雨水の利用の推進に関する法律」（平成26年4月2日法律第17号）第8条に規定する本県の方針を包含します。

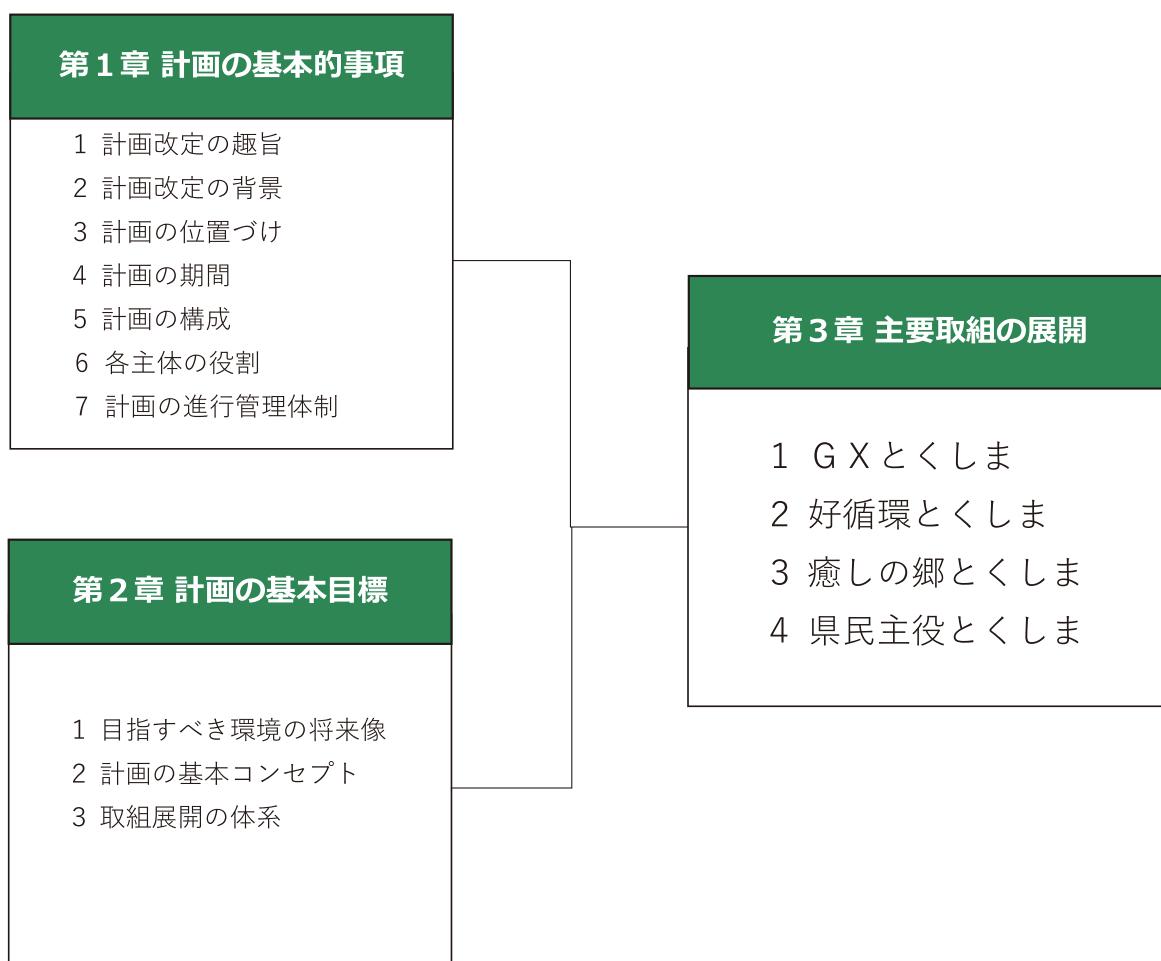


4 計画の期間

○令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。
ただし、環境課題や経済・社会の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の構成

○本計画は本編3章より構成されます。



6 各主体の役割

本計画を円滑かつ効果的に推進していくためには、あらゆる主体の自覚と取組が必要であることから、県民、民間団体、事業者、市町村、県などがそれぞれの役割に応じて取組を行うことが望されます。

○県民の役割

県民は、身近な環境から地球全体の環境まで関わりがあることを十分に理解し、環境への負荷の少ないライフスタイルへの変革に向けて、自らが積極的に取り組むことが必要です。また、参加と協働の観点から、地域における環境活動への参加や県・市町村等が行う環境施策への協力などが望されます。

○民間団体の役割

民間団体は、地域における環境活動など公益的な視点に立った自主的な取組に加えて、行政区域にとらわれない広域的な環境活動や様々な主体のパートナーシップの形成を促進する上で、より重要な役割を担うことが期待されます。

○事業者の役割

事業者は、社会的責任や地域社会の構成員としての役割を自覚し、自らの事業活動において、環境負荷の低減や環境保全上の支障の未然防止に努めるとともに、循環型社会の形成や地球温暖化の防止に資する社会基盤の構築に大きな役割を果たすことが期待されます。

また、県民や県・市町村との連携を深め、地域の環境活動に積極的に参加・協力するなど、地域社会に貢献していくことが望されます。

○市町村の役割

市町村は、本計画の基本的な方向に沿って、地域特性を踏まえた施策を総合的かつ計画的に展開していくとともに、自らの事業活動における環境負荷の低減に率先して取り組むことが望されます。

また、他市町村との連携を深めるなど、広域的な視点に立った取組や、住民・事業者等への適切な啓発や指導、支援などを行うことが期待されます。

○県の役割

県は、自らはもとより、県民、事業者、市町村などあらゆる主体の環境の保全及び創造に資する行動を促進します。

また、計画の効果的な推進のため、県民や民間団体、事業者、市町村など各主体との連携や協力、調整に努め、良好なパートナーシップの形成を図ります。

7 計画の進行管理体制

本計画の進行管理は、計画の策定（P l a n）→計画の実施（D o）→計画の進捗状況の点検・評価（C h e c k）→計画の見直し（A c t i o n）の一連の手続きをPDCAサイクルにより管理し、計画の推進状況を適切に点検・評価することとします。

また、計画の点検・評価の結果については、徳島県環境審議会に報告し、必要な意見や提言を受けるとともに、徳島県環境白書や県ホームページ等により計画の推進状況に関する情報を提供し、県民等への計画の浸透や意見・提言を行う機会の創出に努めます。

<計画の点検・評価のフロー>

